

尾鷲市農業委員会 令和8年7月定例会 議事録

1. 開催日時：令和8年7月6日（月）午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館1階小会議室A（円卓）
3. 出席委員（8名）

委員	2番 北村 都志雄
	4番 野田 泰史
	5番 黒 次美
	6番 三鬼 早織
	7番 日下 浩辰
	8番 塩津 史子

農地利用最適化推進委員	相賀 康史
農地利用最適化推進委員	濱野 薫久

4. 欠席委員
- | |
|-------------|
| 1番 庄司 和稔 |
| 会長 3番 高村 敦夫 |

5. 議事日程

1. 農地法第5条の規定による許可について
2. 農地法第3条の規定による許可について
3. 非農地証明
4. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	佐々木 誠
事務局書記	川村 星太

7. 会議の概要

議長	定刻となりましたので令和8年7月の農業委員会を始めます。本日は〇〇さんと〇〇さんが欠席となっております。署名委員は〇番の〇〇さん、〇番の〇〇さんです。よろしくお願いします。 それでは事項書に沿って進めさせていただきます。議案第1号農地法第5条の規定による許可について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。農地法第5条関係資料1ページをご覧ください。所在は尾鷲市〇〇町、地番は〇番、地目は畑、面積は〇㎡、譲渡人は〇〇県〇〇市〇〇在住の〇〇さんです。譲受人は尾鷲市〇〇町〇〇在住の〇〇さんです。申請理由といたしましては、隣接する〇番の建物を購入する予定のところ、当該建物には駐車場が無い場合、申請地を駐車場として利用するためです。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは紹介委員の〇〇さんをお願いします。
紹介委員	それでは第5条の説明をします。概要につきましては、ただいま事務局から説明があった通りです。資料8ページの土地利用計画図をご覧ください。右の図面で地番〇番に建つ家屋を購入する予定の尾鷲市〇〇町〇〇在住の〇〇さんが、この家屋には駐車場がないことがわかり、隣接する地番〇番、地目は畑、面積〇㎡を、土地所有者の〇〇県〇〇市〇〇在住の〇〇さんから譲り受け、駐車場として利用するために右図写真の白く砂利を敷いた部分にて農地法第5条申請をするものであります。申請場所ですが、13ページの地図をご覧ください。黄色線の道路は県道〇号〇〇線で、ここに並行してJR紀勢線が通っております。この鉄道の踏切を越えた赤丸で記した星印の場所です。ご審議をお願いします。
議長	ありがとうございます。何か質問がある方は挙手をお願いします。 異議無しです。ありがとうございます。 続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可について、事

務局から説明をよろしく申し上げます。

事務局

農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。農地法第3条の資料1ページをお願いします。所在は尾鷲市〇〇町〇〇、地番〇番で、地目は畑、面積〇㎡、譲渡人は先ほどと同じく〇〇県〇〇市〇〇在住の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇さんです。申請理由は所有権の移転により当該農地を取得し、コネギ、シソの栽培をするためです。以上です。

議長

ありがとうございます。
それでは紹介委員の〇〇さん宜しく申し上げます。

紹介委員

概要につきましては、事務局から説明のあった通りです。農地の場所は資料の14ページです。先ほどの議案にて説明があった赤丸の中の赤の星印のところですよ。黄色の道路は県道〇号線〇〇線です。

紀勢本線の〇〇踏切から直線で80mほどのところですよ。先ほどの議案の農地から線路側にあります。

それでは資料の1ページをご覧ください。所在地は尾鷲市〇〇町〇〇、地番は〇番、地目は畑、面積は〇㎡。譲渡人は〇〇県〇〇市〇〇の〇〇さん。譲受人は、尾鷲市〇〇町〇〇の〇〇さんです。

資料2ページをご覧ください。許可申請書です。所有権の移転により当該農地を取得し、コネギ、シソの栽培をします。対価は、〇㎡、20万円です。資料の3ページから7ページは許可申請書別添です。資料の3ページ4ページにあるように、現在農地は持っておりませんが、4ページ記載のように農地まで約1km、車で3分と近く、農地を管理するには問題はないと思います。資料の5ページをご覧ください。農作業への年間従事日数です。150日の従事日数を考えており問題ありません。資料の7ページをご覧ください。7の周辺地域との関係、そして8の地域との役割分担状況についても問題はありません。資料8ページは登記記録です。資料9ページは公図です。当該農地は赤枠で囲まれた場所です。先ほどの議案場所は〇番細長いところ。そして〇番は購入する予定の家です。資料の10ページは営農計画です。すべての畑でコネギ、シソを栽培します。資料の13ページは自宅から申請地までの地図です。資料16ページは現況写真で

す。現在は雑草に覆われていますが、今後コネギとシソの栽培をしてもらうことにより立派な畑に再生されると考えます。ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。紹介が終わりました。何か質問がある方は挙手をお願いします。

委員

5ページの農作業に従事する者の氏名に〇〇さんとありますが、これは別の方が作業しても別に構わないのですか。

事務局

はい、そうです。ご本人ではなくても構いません。

議長

他に何か質問はございませんでしょうか。無いようでしたら裁決を取らせていただきます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。これにて許可いたします。

続きまして議案第3号、非農地証明願について、事務局から説明をよろしくをお願いします。

事務局

続きまして、非農地証明願について説明させていただきますので、非農地証明願関係資料をお願いします。所在は尾鷲市〇〇町、地番は〇番、地目は畑、面積は〇㎡、申請人は〇〇県〇〇市〇〇在住の〇〇さんです。平成元年当時住んでいた所有者が申請土地を建物、物置、洗濯物干し等の自宅敷地として利用し、令和7年1月〇〇さんが遺贈により取得し宅地として利用しているため、申請をいただきました。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは紹介委員の〇〇さん、お願いします。

紹介委員

概要につきましては、事務局から説明があった通りです。今回遺贈ということですが、これは法定相続人ではない人が遺言等で財産を取得すること

をいいます。それでは説明します。土地利用者の〇〇県〇〇市〇〇在住の〇〇さんは平成元年の37年前に、当時に住んでいた3ページの登記簿に記載されている〇〇さんが、8ページの公図写真の赤枠で記した申請地、地番〇番、地目は畑、面積〇㎡に、建物、物置、洗濯物干し場と自宅敷地として利用し、令和7年1月19日に遺贈により取得し、9ページの現況写真の中段に写る茶色の建物のままで現在に至っているため、非農地証明願を申請するものであります。申請場所ですが、8ページの航空写真の赤で囲まれた場所で、ここは〇〇店と〇〇道路の間に位置しております。なお、固定資産税は宅地課税で課税されております。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

質問はございませんでしょうか。無いようでしたら裁決を取らせていただきます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。これにて許可いたします。

続きましてその他、何か事務局からありましたらお願いいたします。

事務局

皆さんにチラシをお配りさせていただきましたが、7月から9月は猛暑が予想されますので、熱中症には十分ご注意ください。

以上で令和8年度7月の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員